
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 平成 2 9 年 第 3 回 *
*

(平成29年10月10日)

目次

平成29年10月10日 定例会

議案等番号	議案等名	ページ
報告第7号	専決処分報告について 「専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について」	1
報告第8号	専決処分報告について 「専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について」	3
報告第9号	専決処分報告について 「専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について」	5
報告第10号	専決処分報告について 「専決第8号 平成29年度柏原市一般会計補正予算（第3号）」	7
報告第11号	専決処分報告について 「専決第9号 平成29年度柏原市一般会計補正予算（第4号）」	13
議案第69号	普通財産の貸付けについて	23
議案第70号	有功者表彰推薦について	25
議案第71号	有功者表彰推薦について	26
議案第72号	有功者表彰推薦について	27
議案第73号	平成28年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	28
議案第74号	柏原市まちづくり応援寄附条例の一部改正について	29
議案第75号	福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	31
議案第76号	柏原市介護保険条例の一部改正について	43

議案第77号	平成29年度柏原市一般会計補正予算(第5号)	45
議案第78号	平成29年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	67
議案第79号	平成29年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	73
認定第1号	平成28年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について	81
認定第2号	平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	82
認定第3号	平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計(施設勘定堅上診療所)歳入歳出決算の認定について	83
認定第4号	平成28年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	84
認定第5号	平成28年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	85
認定第6号	平成28年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について	86
認定第7号	平成28年度柏原市水道事業決算の認定について	87
認定第8号	平成28年度柏原市下水道事業決算の認定について	88

報告第7号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成29年7月5日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損害賠償の 相 手 方	損害賠償の額	当事者
市道側溝にお ける転落事故	平成27年7月28日 午後8時00分頃 大阪府柏原市太平寺2 丁目17-18地先	柏原市内在 住 女性	942,746円	柏原市

報告第8号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成29年7月19日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生 日時・場所	損害賠償の 相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中 における公用 車での接触事 故	平成29年5月22日 午後1時30分頃 奈良県宇陀市榛原笠間 区域内	柏原市外在 住 女性	606,556円	柏原市

報告第9号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成29年7月21日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生 日時・場所	損害賠償の 相手方	損害賠償の額	当事者
市役所駐車場 内における物 損事故	平成29年6月19日 午後4時55分頃 大阪府柏原市安堂町1 番55号	柏原市外在 住 男性	70,508円	柏原市

報告第10号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第8号 平成29年度柏原市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度柏原市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度柏原市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,223,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年7月28日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
18 諸	収 入		2,285,926	11,000	2,296,926
		5 雑 入	1,230,630	11,000	1,241,630
	歳 入	合 計	25,212,400	11,000	25,223,400

(単位 千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総	務 費		2,567,288	11,000	2,578,288
		2 徴 税 費	358,169	11,000	369,169
	歳 出	合 計	25,212,400	11,000	25,223,400

平成29年度柏原市一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
18		諸収入	2,285,926	11,000	2,296,926			
	5	雑入	1,230,630	11,000	1,241,630			
		2 雑入	1,230,080	11,000	1,241,080			
						1 雑入	11,000	その他雑入

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	総務費	2,567,288	11,000	2,578,288		11,000			
	徴税費	358,169	11,000	369,169		11,000			
	1 徴税費	358,009	11,000	369,009		11,000			
							23 償還金、利 子及び割引 料	11,000	4 市税収税事業 過誤納金還付金

報告第11号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第9号 平成29年度柏原市一般会計補正予算(第4号)

平成29年度柏原市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度柏原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,252,923千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
14	府支出金		1,575,454	29,523	1,604,977
		3 委託金	125,116	29,523	154,639
歳入合計			25,223,400	29,523	25,252,923

(単位 千円)

歳出		項	補正前の額	補正額	計
2	総務費		2,578,288	29,523	2,607,811
		4 選挙費	71,420	29,523	100,943
歳出合計			25,223,400	29,523	25,252,923

(単位 千円)

平成29年度柏原市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 府支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14	府支出金	1,575,454	29,523	1,604,977			
3	委託金	125,116	29,523	154,639			
1	総務費府委 託金	104,564	29,523	134,087	4 選挙委託金	29,523	衆議院議員選挙及び最高裁国民審査費委託金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	総務費	2,578,288	29,523	2,607,811	29,523				
4	選挙費	71,420	29,523	100,943	29,523				
4	衆議院議員選挙及び最高裁国民審査費	0	29,523	29,523	府支出金 29,523				
						1 報酬	1,650	1 衆議院議員選挙及び最高裁国民審査執行事業	202
						3 職員手当等	8,400	開票管理者・開票立	
						7 賃金	2,137	会人報酬(21人)	
						8 報償費	447	投票管理者・投票立	1,448
						9 旅費	14	会人報酬(111人)	
						11 需用費	2,781	時間外勤務手当	4,800
						12 役務費	3,402	管理職員特勤手当	3,600
						13 委託料	7,505	アルバイト賃金	2,137
						14 使用料及び 賃借料	519	ポスター掲示場設置	227
						18 備品購入費	2,668	場所借用謝礼	
								投票所借上謝礼	220
								普通旅費	12
								費用弁償	2

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
										消耗品費	1,642
										燃料費	60
										食糧費	361
										印刷製本費	638
										修繕料 (施設)	50
										修繕料 (物品)	30
										通信運搬費	2,946
										手数料	450
										クリーニング代	6
										期日前投票事務従事者派遣委託料	2,022
										入場整理券封入封緘委託料	1,080
										期日前システム保守委託料	249
										ポスター掲示場設置保守撤去委託料	2,700

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 分		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
								選挙公報配布委託料	594
								広報かしわら配布委託料	357
								投票所整備等委託料	503
								会場使用料	179
								自動車借上料	98
								選挙用備品借上料	220
								高速道路通行料	6
								複写機使用料	16
								選挙用備品費	2,668

補正予算給与費明細書

1 特別職 (単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費		合 計
		報 酬	計	
補 正 前	その他の特別職	351,233	351,233	351,233
	計	464,393	546,152	597,992
補 正 後	その他の特別職	352,883	352,883	352,883
	計	466,043	547,802	599,642
比 較	その他の特別職	1,650	1,650	1,650
	計	1,650	1,650	1,650

2 一般職

(1) 総括 (単位 千円)

区分	給与		合計
	職員手当	費計	
補正前	1,501,327	2,999,730	3,590,380
補正後	1,509,727	3,008,130	3,598,780
比較	8,400	8,400	8,400

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正前	52,355	4,000
補正後	57,155	7,600	
比較	4,800	3,600	

(2) 職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
職員手当	8,400	その他の増額分	
		8,400	時間外勤務手当 4,800
			管理職員特別勤務手当 3,600

議案第69号

普通財産の貸付けについて

次のとおり普通財産を貸し付ける。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

1 貸付物件

名称 サンヒル柏原

土地

地番 柏原市安堂町76番2外18筆
地目 雑種地
面積 約10,804平方メートル

(専有部分)

土地

面積 約1,868平方メートル

建物

構造 鉄筋コンクリート造・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸
屋根2階建

延べ床面積 3,681.77平方メートル

(共有部分)

土地

面積 約8,936平方メートル

附属建物

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建外
延べ床面積 169.75平方メートル

- 2 貸付目的 地域の活性化やにぎわいの創出を図れる施設として貸し付けるもの
- 3 貸付けの相手方 大阪市北区中之島3丁目5番21号
株式会社ライトハウス
代表取締役 巽 益章
- 4 貸付期間 契約締結の日から平成35年3月31日まで
- 5 貸付料 年額8,400,000円

議案第70号

有功者表彰推薦について

次の者を本市有功者として表彰したいので、柏原市有功者表彰条例第1条第1項の規定により、推薦する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所 柏原市大県 [REDACTED]

氏 名 北口 誠治

生年月日 昭和22年 [REDACTED] (70歳)

(推薦理由)

本市消防団副団長として、本市の公益の増進に寄与され、市勢の振興発展に尽力されたその功績が顕著であると認めるもの

議案第71号

有功者表彰推薦について

次の者を本市有功者として表彰したいので、柏原市有功者表彰条例第1条第1項の規定により、推薦する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所 柏原市本郷 [REDACTED]

氏 名 田中 敬一

生年月日 昭和28年 [REDACTED] (64歳)

(推薦理由)

本市農業委員会委員として、本市の公益の増進に寄与され、市勢の振興発展に尽力されたその功績が顕著であると認めるもの

議案第72号

有功者表彰推薦について

次の者を本市有功者として表彰したいので、柏原市有功者表彰条例第1条第1項の規定により、推薦する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所 柏原市安堂町 [REDACTED]

氏 名 安尾 紗代子

生年月日 昭和22年 [REDACTED] (70歳)

(推薦理由)

本市民生・児童委員及び同協議会副会長並びに選挙管理委員会委員として、本市の公益の増進に寄与され、市勢の振興発展に尽力されたその功績が顕著であると認めるもの

議案第73号

平成28年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金2,922,595,758円のうち、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

議案第74号

柏原市まちづくり応援寄附条例の一部改正について

柏原市まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

柏原市まちづくり応援寄附条例（平成20年柏原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 地域資源の活用に関する事業

第2条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 防災に関する事業

(7) 健康の増進に関する事業

第4条第1項第1号中「第6号」の次に「から第8号まで」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう
に制定する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例

(柏原市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第1条 柏原市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年柏原市条例第40号)は、廃止する。

(柏原市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 柏原市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年柏原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「柏原市」を「本市」に改め、「第192号」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加え、同項第1号中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当するもの

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証を所持する者又は特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき都道府県知事が交付する受給者証を所持する者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級第9号に該当するもの又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1

級第9号に該当するもの

第2条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前項」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に、「国民健康保険法又は」を「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は」に、「若しくは組合員で」を「又は組合員で」に改め、「(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)」を削り、「若しくは加入者で」を「又は加入者で」に、「含む。以下」を「含む。)(以下」に改め、同項に次の2号を加え、同項を同条第2項とする。

(5) 柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年柏原市条例第26号)又は柏原市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)の規定により医療証の交付を受けている者

(6) 本市の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設への入所をしたことにより、本市以外の大阪府内の市町村(次項において「他の市町村」という。)から本市に住所を変更したと認められる者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者(国民健康保険組合に加入している者を除く。次項において同じ。)に限る。)

第2条に次の1項を加える。

3 他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設への入所をしたことにより、本市から当該他の市町村に住所を変更したと認められる者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、対象者とすることができる。

第2条の2第1項中「前年」の次に「の所得」を加え、「の間」を削り、「受けることになる」を「受けようとする」に、「)の所得が、規則に」を「の所得)が規則で」に改め、同条第2項中「、その他」を「その他」に改め、同条第4項を削る。

第3条第1項中「国民健康保険法」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「家族療養費及び特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費」に改め、「について保険給付」の次に「（生活療養に係る給付及び精神病床への入院に係る給付を除く。）」を加え、「医療費」を「助成額」に改め、同条第2項第1号中「国」を「、国」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(申請等)」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対し、規則で定める医療証を交付する。

3 市長は、資格の審査に当たり必要があると認めるときは、第1項の規定による申請を行った者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(助成の適用)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日の属する月の初日から適用する。ただし、対象者となった日を超えて適用することはできない。

第6条を次のように改める。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に支

払うことによつて行ふ。ただし、第4条第1項の規定による申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払ふことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）」を「受けている者（以下「受給者」という。）が大坂府内に所在する医療機関等」に、「療養」を「医療費の助成」に改め、「ときは、」の次に「当該医療機関等に」を加える。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「対象者」を「受給者」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（調査等）

第10条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項について受給者その他の関係者に質問することができる。

2 市長は、受給者が前項の規定による命令に従わないときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

（柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年柏原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項第1号中「。以下同じ」を削る。

第2条第1項中「有する者」の次に「であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者」を加え、同条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「前3項」を「前2項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づ

き、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第2条第4項に次の2号を加え、同項を同条第3項とする。

(5) 柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年柏原市条例第28号)又は柏原市こども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)の規定により医療証の交付を受けている者

(6) 他の地方公共団体において医療費の助成を受けることができる者

第2条の2第1項第1号中「所得(」の次に「各年の」を、「前々年」の次に「の」を加え、同項第2号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改め、同条第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、同条第4項を削る。

第3条第1項を次のように改める。

市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付(生活療養に係る給付及び精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を医療費として助成する。

第3条第2項第1号中「が行われるときはその額」を「を受けることができるとき。」に改め、同項第2号中「ときはその額」を「とき。」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(申請等)」改め、同条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対し、規則で定める医療証を交付する。
- 3 市長は、資格の審査に当たり必要があると認めるときは、第1項の規定による申請を行った者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(助成の適用)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。ただし、当該申請があった日の属する月の初日を限度に、配偶者と離別若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡って適用することができる。

- 2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、その理由により申請をすることができなかつた日に申請があったものとみなす。

第6条を次のように改める。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行ふ。ただし、第4条第1項の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関等」という。)」を「受けている者(以下「受給者」という。)

が大阪府内に所在する医療機関等」に、「療養」を「医療費の助成」に改め、「ときは、」の次に「当該医療機関等に」を加える。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「対象者」を「受給者」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(調査等)

第10条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項について受給者その他の関係者に質問することができる。

2 市長は、受給者が前項の規定による命令に従わないときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 柏原市こども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「有する」の次に「者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である」を加え、同条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「前3項」を「前2項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者

第2条第4項に次の2号を加え、同項を同条第3項とする。

(4) 柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年柏原市条例第28号)又は柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年柏原市条例第26号)の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 他の地方公共団体において医療費の助成を受けることができる者

第3条第1項中「規則で定める医療保険各法」を「国民健康保険法又は社会保険各法」に、「家族療養費及び特別療養費(指定訪問看護事業者から指定

訪問看護を受けたときを除く。)」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費」に改め、「について保険給付」の次に「(生活療養に係る給付及び精神病床への入院に係る給付を除く。)」を加え、「こども医療費」という。)を」を「助成額」という。)を医療費として」に改め、同条第2項中「こども医療費」を「医療費」に改め、同条第3項第1号中「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項第2号中「医療保険各法」を「社会保険各法」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(申請等)」に改め、同条中「こども医療費」を「この条例により医療費」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対し、規則で定める医療証を交付する。

第4条の次に次の1条を加える。

(助成の適用)

第5条 医療費の助成は、出生、転入その他の理由により、対象者に該当することとなった日から適用する。

第6条を次のように改める。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことによって行う。ただし、第4条第1項の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条中「を受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）を「受けている者（以下「受給者」という。）が大阪府内に所在する医療機関等」に、「療養」を「医療費の助成」に改め、「ときは、」の次に「当該医療機関等に」を加える。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に、「こども医療費」を「医療費」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「対象者であるこども」を「受給者」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（調査等）

第10条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項について受給者の保護者その他の関係者に質問することができる。

2 市長は、受給者の保護者が前項の規定による命令に従わないときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

第11条中「こども医療費の」を削る。

第12条中「こども医療費」を「医療費」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による廃止前の柏原市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する対象者（以下「老人医療費助成対象者」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

3 老人医療費助成対象者（施行日以後、本市以外の大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。以下同じ。）が平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。この場合に

- において、同条例第3条第1項中「生活療養に係る給付及び精神病床への入院に係る給付」とあるのは、「生活療養に係る給付」と読み替えるものとする。
- 4 施行日前に受けた療養に要する費用に係る第2条の規定による改正前の柏原市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（以下「旧障害者医療費助成条例」という。）による医療費の助成は、なお従前の例による。
 - 5 第2条の規定による改正後の柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定（精神病床への入院に係る給付に係る部分に限る。）は、旧障害者医療費助成条例第2条第1項に規定する対象者（施行日以後、本市以外の大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。以下「旧障害者医療費助成対象者」という。）又は老人医療費助成対象者には、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に限り、適用しない。
 - 6 施行日前に受けた療養に要する費用に係る第3条の規定による改正前の柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「旧ひとり親家庭等医療費助成条例」という。）による医療費の助成は、なお従前の例による。
 - 7 第3条の規定による改正後の柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定（精神病床への入院に係る給付に係る部分に限る。）は、旧ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第1項又は第2項に規定する対象者（施行日以後、本市以外の大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者又は本市に居住することとなった者を含む。以下「旧ひとり親家庭等医療費助成対象者」という。）、老人医療費助成対象者又は旧障害者医療費助成対象者には、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に限り、適用しない。
 - 8 施行日前に受けた療養に要する費用に係る第4条の規定による改正前の柏原市こども医療費の助成に関する条例（以下「旧こども医療費助成条例」という。）による医療費の助成は、なお従前の例による。
 - 9 第4条の規定による改正後の柏原市こども医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定（精神病床への入院に係る給付に係る部分に限る。）は、旧こども医療費助成条例第2条第1項又は第2項に規定する対象者（施行日以後、本市以外の大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者又は本市に居住することとなった者を含む。）、旧障害者医療費助成対象者又は旧ひとり親家庭

等医療費助成対象者には、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に限り、適用しない。

(柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

10 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年柏原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を次のように改める。

2 削除	削除
------	----

別表第1の3の項中「柏原市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第2の6の項中「柏原市老人医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「老人医療費関係情報」という。)、柏原市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改め、同表の13の項中「老人医療費関係情報」を「障害者医療費関係情報」に改め、同表の20の項を次のように改める。

20 削除	削除	削除
-------	----	----

別表第2の21の項中「柏原市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「柏原市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改め、同表の22の項中「老人医療費関係情報」を削る。

(柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 附則第2項及び第3項の規定による助成に係る老人医療費助成対象者の個人番号の利用については、なお従前の例による。

議案第76号

柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

柏原市介護保険条例（平成12年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第19条中「前4条」を「第15条から前条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年度柏原市一般会計補正予算(第5号)

平成29年度柏原市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,394,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成29年10月10日提出

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
12	使用料及び手数料		406,248	10,000	416,248
		1 使用料	370,143	10,000	380,143
13	国庫支出金		4,074,348	1,047	4,075,395
		2 国庫補助金	540,359	1,047	541,406
14	府支出金		1,604,977	19,485	1,624,462
		2 府補助金	343,487	19,485	362,972
16	寄附金		139,360	7,000	146,360
		1 寄附金	139,360	7,000	146,360
18	諸収入		2,296,926	103,741	2,400,667
		5 雑収入	1,241,630	103,741	1,345,371
19	市債		1,877,900	386	1,878,286
		1 市債	1,877,900	386	1,878,286
	歳入合計		25,252,923	141,659	25,394,582

(単位 千円)

歳出 款

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,607,811	37,800	2,645,611
3 民生費	1 総務管理費	1,944,392	37,800	1,982,192
		10,869,356	92,966	10,962,322
	1 社会福祉費	4,947,611	43,446	4,991,057
4 衛生費	2 児童福祉費	3,687,129	9,456	3,696,585
	3 生活保護費	2,233,716	40,064	2,273,780
		2,107,846	763	2,108,609
6 商工費	1 保健衛生費	962,856	763	963,619
		95,107	9,772	104,879
9 教育費	1 商工費	95,107	9,772	104,879
		2,042,634	358	2,042,992
	3 中学校費	232,123	358	232,481
歳出合計		25,252,923	141,659	25,394,582

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎基本構想等策定に係る経費	平成29年度から 平成30年度まで	6,000千円
(仮称)恩智川多目的遊水地市民スポーツ広場整備工事に係る経費	平成29年度から 平成30年度まで	374,000千円

第3表 地方債補正

(単位 千円)

変更	起債の目的	限度額	
		補正前	補正後
臨時財政対策債		1,050,000	1,050,386

平成29年度柏原市一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
12	使用料及び 手数料	406,248	10,000	416,248			
1	使用料	370,143	10,000	380,143			
1	総務使用料	389	10,000	10,389			
					1 総務管理使用料	10,000	公共施設内自動販売機設置使用料

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
13		国庫支出金	4,074,348	1,047	4,075,395		金額		
	2	国庫補助金	540,359	1,047	541,406				
		1 総務費国庫補助金	26,660	1,047	27,707				
						1 総務管理費補助金		1,047	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			
14		府支出金	1,604,977	19,485	1,624,462					
	2	府補助金	343,487	19,485	362,972					
	2	民生費府補助金	311,660	14,600	326,260					
						1	社会福祉費補助金	14,600	福祉医療費助成制度再構築システム 改修費補助金 地域密着型サービス等整備補助事業 補助金	5,000 9,600
	5	商工費府補助金	2,173	4,885	7,058					
						1	商工費補助金	4,885	市町村観光振興支援事業補助金	

(款) 16 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
16		寄附金	139,360	7,000	146,360			
	1	寄附金	139,360	7,000	146,360			
	1	指定寄附金	139,360	7,000	146,360	1 指定寄附金	7,000	まちづくり応援寄附金

(款) 18 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
18		諸収入	2,296,926	103,741	2,400,667			
	5	雑入	1,241,630	103,741	1,345,371			
		2 雑入	1,241,080	103,741	1,344,821			
						1 雑入	103,741	その他雑入

(款) 19 市債 (項) 1 市債 (単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
19		市債	1,877,900	386	1,878,286			
	1	市債	1,877,900	386	1,878,286			
	4	臨時財政対策債	1,050,000	386	1,050,386			
						1	臨時財政対策債	臨時財政対策債
							386	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 分		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	総務費	2,607,811	37,800	2,645,611	8,047	29,753			
1	総務管理費	1,944,392	37,800	1,982,192	8,047	29,753			
4	財産管理費	342,567	21,800	364,367	その他 7,000	14,800	13 委託料 25 積立金	14,800 7,000	6 市有財産管理費 庁舎等敷地境界確定 業務委託料 7 基金 ふるさと基金積立金 7,000
5	企画費	64,128	13,910	78,038		13,910	12 役務費 13 委託料	910 13,000	2 ふるさと納税推進事業 手数料 4 庁舎基本構想等策定事業 庁舎基本構想等策定 業務委託料 13,000 13,000

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 分		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9 情報管理費	162,158	2,090	164,248	国庫支出金 1,047	一般財源 1,043	13 委託料	2,090	2 システム管理運営費 システム改良改修委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		民生費	10,869,356	92,966	10,962,322	14,600	78,366			
1		社会福祉費	4,947,611	43,446	4,991,057	14,600	28,846			
1		社会福祉総務費	1,285,224	10,816	1,296,040		10,816			
								19	負担金、補助及び交付金	生活福祉課事務費 社会福祉協議会補助金 6,213
								23	償還金、利子及び割引料	平成28年度国庫負担金返還金 2,050
								28	繰出金	平成28年度国庫補助金返還金 2,252
										5 地域福祉推進事業 地域福祉推進事業補助金 610

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
										9 国民健康保険事業会計繰出金 (事業勘定) 国民健康保険事業会 △ 309 計 (事業勘定) 繰出 金
3	障害者自立 支援費	1,365,322	9,604	1,374,926	9,604					
								23 償還金、利 子及び割引 料	9,604	1 障害者自立支援給付等事業 平成28年度国庫負 8,361 担金返還金 平成28年度府負担 513 金返還金 3 障害児支援事業 平成28年度国庫負 730 担金返還金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区分	金額			
4	身体障害者 等医療助成 費		81,180	11,708	92,888	府支出金	6,708					
						5,000		13 委託料	11,708	1 身体障害者等医療費助成事業 システム構築業務委託料		
10	介護保険福 祉費		970,616	11,318	981,934	府支出金	1,718					
						9,600		19 負担金、補 助及び交付 金	9,600	2 介護保険事業会計繰 出金	1,718	
								28 繰出金	1,718	5 地域医療介護総合確保基金事 業		
											地域密着型サービス 等整備補助事業補助 金	9,600

(単位 千円)

(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区分	金額		
2		児童福祉費	3,687,129	9,456	3,696,585		9,456				
	1	児童福祉総務費	312,091	9,456	321,547		9,456	23 償還金、利 子及び割引 料	9,456	5	こども政策課事務費 平成28年度国庫負 担金返還金 3,030 平成28年度国庫補 助金返還金 6,250 平成28年度府負担 金返還金 38 平成28年度府補助 金返還金 138

(単位 千円)

(項) 3 生活保護費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
3		生活保護費	2,233,716	40,064	2,273,780		40,064				
	1	生活保護総務費	83,716	40,064	123,780		40,064	23 償還金、利 子及び割引 料	40,064	2 生活福祉課事務費 平成28年度国庫負 担金返還金 平成28年度府負担 金返還金	35,546 4,518

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
4		衛生費	2,107,846	763	2,108,609		763			
	1	保健衛生費	962,856	763	963,619		763			
	2	予防費	301,163	763	301,926		763	23 償還金、利 子及び割引 料	763 3 母子保健事業 平成28年度国庫負担金返還 金	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区分	金額		
6		商工費	95,107	9,772	104,879	4,885	4,887				
	1	商工費	95,107	9,772	104,879	4,885	4,887				
	2	商工業振興費	43,480	9,772	53,252	府支出金 4,885	4,887	13 委託料 15 工事請負費	900 3 8,872	観光振興事業 観光案内板等多言語 対応化業務委託料 高井田駅前公衆便所 洋式化工事 国分駅前公衆便所洋 式化工事	900 7,178 1,694

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
9		教育費	2,042,634	358	2,042,992		358			
	3	中学校費	232,123	358	232,481		358			
		1 学校管理費	188,763	358	189,121		358			
								19 負担金、補助及び交付金	358	358 中学校保健対策事業 対外競技出場補助金

平成29年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

平成29年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,025,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,877,230	324	1,877,554
	2 国庫補助金	573,918	324	574,242
8 繰入金		933,774	△ 309	933,465
	1 他会計繰入金	933,774	△ 309	933,465
歳入合計		11,025,111	15	11,025,126

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		183,999	15	184,014
	2 徴収費	62,621	15	62,636
歳出合計		11,025,111	15	11,025,126

平成29年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
3		国庫支出金	1,877,230	324	1,877,554			
	2	国庫補助金	573,918	324	574,242			
		2 システム開発等補助金	9,957	324	10,281			
						1	制度関係業務準備事業費補助金	324 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
8		繰入金	933,774	△ 309	933,465			
	1	他会計繰入金	933,774	△ 309	933,465			
		1 一般会計繰入金	933,774	△ 309	933,465			
						5 事務費超過負担金繰入金	△ 309	事務費超過負担金繰入金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1	総務費	183,999	15	184,014		15			
2	徴収費	62,621	15	62,636		15			
1	1 賦課徴収費	61,221	15	61,236		15	9 旅費	15 1 賦課徴収費 普通旅費	

平成29年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,666,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,361,392	1,717	1,363,109
	2 国庫補助金	252,567	1,717	254,284
6 繰入金		1,041,024	1,718	1,042,742
	1 一般会計繰入金	970,366	1,718	972,084
8 繰越金		0	234,540	234,540
	1 繰越金	0	234,540	234,540
歳入合計		6,428,548	237,975	6,666,523

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		167,217	3,435	170,652
	1 総務管理費	121,651	3,435	125,086
4 基金積立金		5,774	164,146	169,920
	1 基金積立金	5,774	164,146	169,920
6 諸支出金		2,430	70,394	72,824
	1 償還金及び還付加算金	2,430	70,394	72,824
歳出合計		6,428,548	237,975	6,666,523

平成29年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2	国庫支出金	1,361,392	1,717	1,363,109			
2	国庫補助金	252,567	1,717	254,284			
4	介護保険事業費補助金	0	1,717	1,717	1 介護保険事業費補助金	1,717	介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費補助金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6	繰入金	1,041,024	1,718	1,042,742			
1	一般会計繰入金	970,366	1,718	972,084			
4	その他一般会計繰入金	167,336	1,718	169,054	1 職員給与等繰入金	1,718	職員給与等繰入金

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
8		繰越金	0	234,540	234,540			
	1	繰越金	0	234,540	234,540			
		1 繰越金	0	234,540	234,540	1 繰越金	234,540	前年度剰余金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 分		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1	総務費	167,217	3,435	170,652	1,717	1,718			
	1 総務管理費	121,651	3,435	125,086	1,717	1,718			
	1 一般管理費	121,600	3,435	125,035	国庫支出金 1,717	1,718	13 委託料	3,435	1 一般管理費 介護保険制度改正に伴うシス テム改修業務委託料

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4	基金積立金	5,774	164,146	169,920	164,146	0			
1	基金積立金	5,774	164,146	169,920	164,146	0			
1	介護給付費 準備基金積 立金	5,774	164,146	169,920	その他	0			
					164,146		25 積立金	164,146	1 介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 分		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6	諸支出金	2,430	70,394	72,824	70,394				
1	償還金及び 還付加算金	2,430	70,394	72,824	70,394				
	3 償還金	0	70,394	70,394	その他 70,394				
							23 償還金、利 子及び割引 料	70,394 1 償還金	国庫支出金返還金 23,582 支払基金交付金返還 金 30,627 府支出金返還金 16,185

認定第1号

平成28年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度柏原市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第2号

平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第3号

平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）
歳入歳出決算の認定について

平成28年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入
歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の
認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第4号

平成28年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第5号

平成28年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第6号

平成28年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について

平成28年度柏原市市立柏原病院事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第7号

平成28年度柏原市水道事業決算の認定について

平成28年度柏原市水道事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第8号

平成28年度柏原市下水道事業決算の認定について

平成28年度柏原市下水道事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成29年10月10日提出

柏原市長 富宅正浩